

医療機関等物価高騰対策支援金（下半期分）交付要綱

第1 趣旨

知事は、物価の高騰による光熱費・食材料費等の負担が増える中で、物価高騰の影響を価格転嫁できない医療機関等を支援するため、予算の範囲内において、支援金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「医療機関等」とは、別表1に定める病院、診療所、助産所、薬局及び施術所をいう。

第3 対象

支援金の交付対象となる者は、別表2のとおりとする。

第4 交付額

支援金の交付額は、別表3-1及び別表3-2のとおりとする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 支援金申請額内訳書（様式第2号）
 - ウ 振込先金融機関の口座が確認できる通帳の写し等
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第6 申請の取下げ

申請者は、支援金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第7 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは交付決定兼交付確定（以下「交付決定等」という。）を行い、その内容を交付決定兼交付確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- (2) (1)の場合において、申請内容が不相当と認められたときは、その内容を不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

第8 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 第5に定める提出期限までに申請書類の提出がなかった場合は、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したとみなす。
- (2) 知事が申請書等を受付した後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- (3) 知事が交付決定等を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該

申請が取り下げられたものとみなす。

第9 支援金の返還

- (1) 知事は、交付決定等後に交付要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により交付を受けた者に対して、交付決定等を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、支援金の交付決定等を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第10 支援金の交付

知事は、支援金の交付に当たっては、第7で決定した支援金の額を申請者が指定する金融機関口座へ入金するものとする。

第11 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第9(1)により支援金の交付決定等の全部又は一部を取り消した場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 申請者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (5) 知事は、交付対象者が(1)又は(2)の規定により支援金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第12 書類の整備等

- (1) 申請者は、第5に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

第13 検査及び報告

- (1) 知事は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置(以下「検査等」という。)を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

第14 受給権の譲渡又は担保の禁止

支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年度分の支援金に適用する。

別表 1 (第 2 関係)

区分	定義
病院	医療法第 1 条の 5 に規定する病院をいう。
診療所 (医科・歯科)	医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所をいう。
助産所	医療法第 2 条に規定する助産所をいう。
薬局	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 12 項に規定する薬局をいう。
施術所	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下「あはき法」という。)第 9 条の 2 第 1 項又は柔道整復師法(以下「柔整法」という。)第 19 条第 1 項の規定により開設した施術所及びあはき法第 9 条の 3 に規定する届出をしている施術者をいう(同一施設で、あはき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方)。

別表 2 (第 3 関係)

区分	支援金の交付対象となる者
病院	令和 5 年 10 月 1 日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で病院を開設又は管理する者
診療所 (医科・歯科)	令和 5 年 10 月 1 日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で診療所を開設又は管理する者
助産所	令和 5 年 10 月 1 日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で助産所を開設又は管理する者
薬局	令和 5 年 10 月 1 日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で保険薬局の指定を受けた薬局を開設する者
施術所	令和 5 年 10 月 1 日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で受領委任を行う施術所を開設又は管理する者

別表 3 - 1 (第 4 関係)

区分	支援金の交付額 (光熱費関係)
病院	1 病床当たり 20,000 円 ※特別な役割を担う病院は 1 病床当たり、20,000 円を加算する。
診療所 (医科・歯科)	有床診療所 (3 床以上) 1 病床当たり 20,000 円 有床診療所 (1~2 床) 1 施設当たり 50,000 円 無床診療所 1 施設当たり 50,000 円
助産所	1 施設当たり 50,000 円
薬局	1 施設当たり 50,000 円
施術所	1 施設当たり 15,000 円

別表 3 - 2 (第 4 関係)

区分	支援金の交付額 (食材料費関係)
病院、有床診療所	1 病床当たり 6,400 円

※病床数は医療法第 27 条の規定に基づく使用許可病床数とする。

※特別な役割を担う病院とは、医療法第 4 条の 2 に規定する特定機能病院、医療法第 4 条に規定する地域医療支援病院及び静岡県の指定を受けて救命救急センター、総合周産期母子医療センター又は小児救命救急センターを運営する病院